

(証券コード 6785)

2022年9月13日

株 主 各 位

長野県須坂市大字小河原2150番地1
株 式 会 社 鈴 木
代表取締役社長 鈴 木 教 義

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染予防および拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、本株主総会へのご来場をなるべくお控えいただき、書面により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。書面による議決権行使は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年9月28日(水曜日)午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2022年9月29日(木曜日)午前10時 |
| 2. 場 所 | 長野県須坂市大字須坂1295番地1 須坂市シルキーホール 3階 第1ホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください。) 株主の皆様の安全に配慮した措置として座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。 |
| 3. 目的事項 報告事項 | 1. 第53期(2021年7月1日から2022年6月30日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等 委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第53期(2021年7月1日から2022年6月30日まで) 計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
当社ウェブサイト：<https://www.suzukinet.co.jp/>

【株主様へのお願い】

- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布は、諸般の事情により取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会開催にあたり、株主の皆様
の安全に配慮した措置をとらせていただきますので、ご理解とご協力を賜ります
ようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応
をさせていただきます。
- ・会場入口におきまして、体温測定、手指のアルコール消毒にご協力ください。
発熱または体調不良と見受けられる株主様には、スタッフがお声がけしてご入
場をお控えいただく場合がございます。
- ・新型コロナウイルス感染予防および拡大防止のため開催時間を短縮する観点か
ら、議場における報告事項（監査報告を含みます。）および議案の詳細な説明
は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお
目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更
となる場合があります。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
（<https://www.suzukinet.co.jp/>）に掲載いたします。株主の皆様におかれま
しては、事前に当社HPを必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新たな変異株による新型コロナウイルス感染の急拡大とそれに伴う活動制限の影響により消費経済は厳しい状況が続きました。製造業は輸出や設備投資が増加傾向ではあるものの、世界的な半導体不足や部材の需給逼迫の長期化、またロシア・ウクライナ情勢による資源供給不足や価格上昇に歯止めがかからず、先行き不透明感が増しております。海外におきましては、中国では、ゼロコロナ政策に伴う活動制限により景気低迷が長引いております。米国欧州経済は、コロナ規制が緩和され経済活動が正常化に向かっているものの、ロシア・ウクライナ情勢による景気下押しにより回復ペースは緩やかです。

当社グループにおいては、部品セグメントの主力であるスマートフォン関連部品の需要は前年より減少し、自動車電装部品は自動車減産の影響を受けました。機械器具セグメントの自動機器は、自動車関連装置の受注は堅調でしたが、生産は購入部材の逼迫による影響を受けました。

このような状況下、当社グループは、更なる生産効率の向上、および高精度の品質維持を実現するために積極的な改善活動を推し進めてきました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高234億1千万円（前期は327億8百万円）、営業利益は29億5千8百万円（前期比4.5%減）、経常利益は33億7千1百万円（同0.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は20億8千7百万円（同1.8%増）となりました。

なお、当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）等を適用しております。これに伴い、当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度と比較して122億6百万円減少しておりますが、営業利益への影響はありません。

事業別の状況は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、従来「その他」としていた賃貸事業、売電事業について量的な重要性が増したため、報告セグメントを「賃貸」としております。

(a) 金型

電子機器向け、自動車電装向け金型を主軸として販売してまいりました。電子機器向け金型が増加したことと、生産効率が改善したことで増収増益となりました。

その結果、売上高は15億3千6百万円（前期比12.0%増）、セグメント利益は3億1千7百万円（同58.8%増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」等の適用による売上高への影響はありません。

(b) 部品

電子機器向け部品は、スマートフォン関連部品が前年を下回りましたが、車載部品や産機向け部品は増加しました。また、自動車電装向け部品は4月以降自動車減産の影響を受け減速しました。経費面では新しい車載部品の生産開始により設備減価償却費が増加し利益は前期を下回りました。

その結果、売上高は160億6百万円（前期は247億7千万円）、セグメント利益は29億8千6百万円（前期比5.0%減）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」等の適用により、売上高は109億7千9百万円減少しております。

(c) 機械器具

各種自動機器、医療器具を主軸として販売してまいりました。各種自動機器は自動車関連装置の受注が堅調に推移しましたが、購入部材の逼迫が長期化している影響で生産効率が下がりました。また医療器具は外注加工費など製造原価の上昇より利益は前期を下回りました。

その結果、売上高は58億5千9百万円（前期は65億5千4百万円）、セグメント利益は6億9百万円（前期比18.2%減）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」等の適用により、売上高は12億2千7百万円減少しております。

(d) 賃貸

賃貸事業、売電事業を行っております。一部の賃貸契約が終了したことで、売上高は7百万円（前期比29.8%減）、セグメント利益は5千7百万円（前期比19.3%減）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」等の適用による売上高への影響はありません。

上記のセグメント利益については、セグメント間取引消去前の金額で記載しております。

事業別売上高の推移

| 区分 | 第52期 | | 第53期 当連結会計年度 | | 前連結会計 年度比増減 |
|---------|------------|-------|-----------------|-------|----------------|
| | 売上高 | 構成比 | 売上高 | 構成比 | 売上高 |
| | 千円 | % | 千円 | % | 千円 |
| 金 型 | 1,372,571 | 4.2 | 1,536,612 | 6.5 | 164,041 |
| 部 品 | 24,770,849 | 75.7 | 16,006,870 | 68.4 | — |
| 機 械 器 具 | 6,554,380 | 20.0 | 5,859,827 | 25.0 | — |
| 賃 貸 | 10,776 | 0.1 | 7,562 | 0.1 | △3,213 |
| 合 計 | 32,708,577 | 100.0 | 23,410,873 | 100.0 | — |

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計期間の期首から適用しております。売上高に大きな影響が生じるため該当セグメントの前連結会計年度比増減は、記載しておりません。

② 設備投資の状況

当社グループでは、部品事業の生産設備増設のほか、技術革新への対処や価格競争力を強化するための省力化装置、合理化装置、精密加工設備、および自動機器事業の新工場建設費用など、当連結会計年度において37億8千6百万円の設備投資を実施しました。金型においては、生産能力増強、精度向上のための金型パーツ加工用機械の増設、更新を中心に1億8百万円の設備投資を実施しました。部品においては、車載部品増産のための生産設備増設、および生産能力増強のためのプレス機と成型機の増設と更新、さらに合理化のための周辺機器設備の増設など13億7千5百万円の設備投資を実施しました。機械器具においては、管理システム改善、自動機器事業の新工場建設費用など4億6千7百万円の設備投資を実施しま

した。賃貸においては、自動機器事業の新工場建設費用など17億円の設備投資を実施しました。なお、上記以外に全社資産およびセグメント間取引消去があります。

③ 資金調達の状況

設備投資の所要資金は、銀行借入および自己資金をもって充当しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

| 区 分 | 第 50 期 (2019年6月期) | 第 51 期 (2020年6月期) | 第 52 期 (2021年6月期) | 第 53 期 (当連結会計年度 2022年6月期) |
|----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 26,557,072 | 28,126,973 | 32,708,577 | 23,410,873 |
| 経 常 利 益 (千円) | 1,711,583 | 1,473,382 | 3,379,876 | 3,371,211 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円) | 897,052 | 1,236,895 | 2,051,062 | 2,087,794 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 62.36 | 85.98 | 142.49 | 145.26 |
| 総 資 産 (千円) | 24,531,070 | 24,787,707 | 28,808,701 | 32,262,209 |
| 純 資 産 (千円) | 16,649,468 | 17,491,553 | 19,664,909 | 21,714,864 |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円) | 1,131.29 | 1,190.32 | 1,334.07 | 1,473.96 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

② 当社の財産および損益の状況

| 区 分 | 第 50 期 (2019年6月期) | 第 51 期 (2020年6月期) | 第 52 期 (2021年6月期) | 第 53 期 (当事業年度) (2022年6月期) |
|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 16,649,183 | 17,570,200 | 17,982,618 | 14,472,657 |
| 経 常 利 益 (千円) | 1,492,154 | 1,409,383 | 2,449,243 | 2,264,038 |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 700,981 | 1,466,220 | 1,585,000 | 1,637,415 |
| 1 株 当 た り 純 利 益 (円) | 48.73 | 101.92 | 110.11 | 113.92 |
| 総 資 産 (千円) | 20,576,793 | 21,572,851 | 22,746,652 | 26,139,476 |
| 純 資 産 (千円) | 15,988,007 | 17,048,966 | 18,645,920 | 20,120,664 |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円) | 1,111.39 | 1,185.15 | 1,294.87 | 1,400.01 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|------------------------------|-----------------------|----------|---------------------------|
| S&Sコンポネツ株式会社 | 千円 80,000 | 51% | コネクタ端子製造・販売 |
| S&Sアドバンステクノロジー株式会社 | 千円 80,000 | 51% | ワイヤーハーネス用生産設備の開発、設計、製造・販売 |
| エスメディカル株式会社 | 千円 80,000 | 100% | 医療用機器組立・製造・販売 |
| 鈴木東新電子(中山)有限公司 | 千米ドル 8,050 | 80% | コネクタ端子製造・販売 |
| 鈴木東新電子(香港)有限公司 | 千香港ドル 1,200 | 80% | コネクタ端子販売 |
| PT. SUGINDO INTERNATIONAL | 千IDルピア 121,239,720 | 99.99% | 自動車部品、電子部品製造・販売 |
| PT. GLOBAL TEKINDO BERKATAMA | 千IDルピア 67,190,000 | 93.60% | 金型製造・販売 |

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

世界経済は、新型コロナウイルスワクチン接種の普及や経済施策により景気回復基調ではあるものの、ロシア・ウクライナ情勢による資源供給不足や物価上昇、また半導体や原材料不足の長期化など、先行き不透明感は続いています。電子部品業界におきましては、次世代移動通信システムの本格運用や自動車のEV化、また産業機械市場の拡大など、今後急速な技術革新と成長が見込まれます。当社グループはこれまで培った精密金型技術や独自の部品生産技術、合理化設備など、総合力により利益追求に注力してまいります。また今後の成長領域と考える自動車部品事業への戦略的投資を継続し、安定した収益の確保と着実に成長できる経営体質へ強化してまいります。海外展開につきましては、中国の連結子会社は自動車用部品比率が高まり、安定した受注を確保してきております。インドネシア連結子会社については生産効率化による収益の改善に注力しており、引き続き事業拡大に向けてグループ全体で支援してまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年6月30日現在）

当社グループは主として電気機器業界、情報・通信機器業界、自動車業界への精密プレス金型、各種コネクタ用部品、半導体関連装置等の製造、販売および医療機器業界への医療器具の組立等を主たる業務としております。

| 事業内容 | 主要製品 |
|------|-----------------------------|
| 金型 | 精密プレス金型、精密モールド金型 |
| 部品 | コネクタコンタクト、コネクタハウジング、自動車電装部品 |
| 機械器具 | 車載関連装置、半導体関連装置、専用機、医療器具 |
| 賃貸 | 賃貸事業、売電事業 |

(6) 主要な営業所および工場（2022年6月30日現在）

① 当社の主要な営業所および工場

本社 長野県須坂市大字小河原2150番地1

工場 金型製造部（精密プレス金型等） 長野県須坂市

部品製造部（コネクタ用部品等） 長野県須坂市

生産システム製造部（半導体関連装置等） 長野県須坂市

② 主要な子会社の営業所

| | |
|-------------------------------|----------------|
| S & S コンポーネンツ株式会社 | 長野県須坂市 |
| S & S アドバンステクノロジー株式会社 | 長野県須坂市 |
| エスメディカル株式会社 | 長野県須坂市 |
| 鈴木東新電子(中山)有限公司 | 中国中山市 |
| 鈴木東新電子(香港)有限公司 | 中国香港 |
| PT. SUGINDO INTERNATIONAL | インドネシア共和国西ジャワ州 |
| PT. GLOBAL TEKNINDO BERKATAMA | インドネシア共和国西ジャワ州 |

(7) 使用人の状況 (2022年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|--------|-------------|
| 金型 | 187名 | -18名 |
| 部品 | 544名 | +28名 |
| 機械器具 | 291名 | +17名 |
| 全社(共通) | 64名 | -3名 |
| 合計 | 1,086名 | +24名 |

(注) 使用人数は当連結会計年度末日の従業員数(派遣出向者を除き、受入出向者を含む)を記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|--------|--------|
| 491名 | -7名 | 40.48歳 | 17.62年 |

(注) 使用人数は当連結会計年度末日の従業員数(派遣出向者を除き、受入出向者を含む)を記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年6月30日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|-------------|
| 株式会社八十二銀行 | 1,404,340千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 608,760 |

(注) 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 22,380,000株
- ② 発行済株式の総数 14,404,400株
- ③ 株主数 9,835名
- ④ 大株主 (上位11名)

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--|---------|---------|
| 株 式 会 社 ク リ ン ゲ ル | 2,272千株 | 15.81% |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口) | 1,726 | 12.02 |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口) | 1,532 | 10.66 |
| 鈴 木 従 業 員 持 株 会 | 592 | 4.12 |
| 鈴 木 教 義 | 363 | 2.53 |
| 株 式 会 社 八 十 二 銀 行 | 310 | 2.16 |
| 小 島 ま ゆ み | 208 | 1.45 |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 204 | 1.43 |
| 高 野 忠 和 | 196 | 1.37 |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 160 | 1.11 |
| 鈴 木 照 子 | 160 | 1.11 |

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てております。

2. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 持株比率は、自己株式 (32,575株) を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

| | 株式数 | 交付対象者数 |
|----------------------|---------|--------|
| 取締役 (社外取締役と監査等委員を除く) | 12,000株 | 4名 |
| 社外取締役 (監査等委員を除く) | — | — |
| 監査等委員である取締役 | — | — |

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. (3)⑤取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年6月30日現在）

| 会社における地位 | 氏名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---------------|-------|---|
| 代表取締役社長 | 鈴木 教義 | 金利精密工業股份有限公司董事 鈴木東新電子(香港)有限公司董事 鈴木東新電子(中山)有限公司董事 |
| 取締役 | 横山 勝登 | 専務執行役員管理本部長兼品質保証本部長 PT. SUGINDO INTERNATIONAL取締役 PT. GLOBAL TEKINDO BERKATAMA取締役 エスメディカル株式会社監査役 |
| 取締役 | 高山 章 | 常務執行役員 PT. SUGINDO INTERNATIONAL代表取締役社長 PT. GLOBAL TEKINDO BERKATAMA代表取締役社長 |
| 取締役 | 青木 栄二 | 常務執行役員製造本部長 鈴木東新電子(香港)有限公司董事 鈴木東新電子(中山)有限公司董事 S & Sコンポーネンツ株式会社取締役 |
| 取締役（監査等委員・常勤） | 吉田 章一 | S & Sコンポーネンツ株式会社監査役 |
| 取締役（監査等委員） | 松本 光博 | フィンポート会計グループ代表 株式会社放電精密加工研究所社外取締役監査等委員 株式会社ニフコ社外取締役監査等委員 鈴木東新電子(中山)有限公司監察人 PT. SUGINDO INTERNATIONAL監査役 |
| 取締役（監査等委員） | 河辺 悠介 | いちりん法律事務所所員 |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）松本光博氏および河辺悠介氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）松本光博氏および河辺悠介氏は、以下のとおり、財務および会計ならびに法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
- ・松本光博氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
 - ・河辺悠介氏は、弁護士の資格を有しております。
3. 当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、吉田章一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役（監査等委員）松本光博氏および取締役（監査等委員）河辺悠介氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員）松本光博氏および社外取締役（監査等委員）河辺悠介氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

- ③ 補償契約の内容の概要等
該当事項はありません。
- ④ 役員等賠償責任保険契約に関する内容の概要
該当事項はありません。
- ⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、経営方針に従い継続的かつ中長期的に企業価値の向上を図るモチベーションとして十分に機能し、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては株主総会の決議により定められた報酬限度の範囲内において各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬、業績連動報酬としての賞与および非金銭報酬としての株式報酬により構成する。

b. 基本報酬に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

各取締役の基本報酬は、月例の金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して妥当な水準を決定するものとする。

c. 業績連動報酬等に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの連結業績等に応じ、各取締役の重点施策の推進状況を勘案して、算出された額を賞与として、毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、初期設定後、適

宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。なお、取締役の重点施策にはESG（環境・社会・ガバナンス）等の非財務指標に関わる取組も含めるものとする。

d. 非金銭報酬等に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、株主価値増大への貢献意欲の向上、業績目標達成へのインセンティブの向上とともに自社株保有の促進を図るため譲渡制限付株式とし、各事業年度の連結業績等に応じ、各取締役の役割および在任期間等に基づき、毎年、一定の時期に交付する。目標となる業績指標とその値は、初期設定後、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

e. 報酬等の割合に関する方針

各取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、取締役会が指名・報酬委員会に原案を諮問し、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。報酬等の種類ごとの割合の目安は、基本報酬を55～70%、業績連動報酬等を30～45%、非金銭報酬等を4～7%とする。

f. 報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、本方針に基づき各取締役の役割、貢献度、業績等の評価に基づき、独立社外役員が議長となりかつ過半数を占める指名・報酬委員会で審議し、取締役会へ意見具申をする。取締役会はその意見具申を受けて、同委員会の審議内容に基づき取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分 | 支給人員 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の額 (千円) | | |
|----------------------------|-----------|---------------------|---------------------|-------------------|---------------|
| | | | 固定報酬 | 業績連動報酬 | 非金銭報酬 |
| 取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役) | 4名 (0) | 177,180 | 106,788 | 60,000 | 10,392 |
| 取締役(監査等委員) (うち社外取締役) | 3名 (2) | 30,381 (16,300) | 25,681 (14,100) | 4,700 (2,200) | — (—) |
| 合計 (うち社外取締役) | 7名 (2) | 207,561 (16,300) | 132,469 (14,100) | 64,700 (2,200) | 10,392 (—) |

(注) 1. 取締役には、使用人分給与は支給しておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2015年9月25日開催の第46期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)について年額2億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役(監査等委員)について年額4千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は4名、取締役(監査等委員)の員数は3名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2020年9月25日開催の第51期定時株主総会において、株式報酬の額として年額4千万円以内、株式数の上限を年5万株以内(社外取締役および監査等委員である取締役は付与対象外)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く)の員数は4名です。

3. 業績連動報酬は、毎期の業績向上を動機づけるため、連結業績および配当方針等を考慮した一定の基準に基づき算出した額を役員賞与として、毎年一定の時期に支給しております。当事業年度の役員賞与につきましては取締役(監査等委員である取締役を除く)4名に対して60,000千円を支給いたします。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2013年9月27日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。当事業年度中の役員退職慰労金の支給はありませんでした。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）松本光博氏は、フィンポート会計グループ代表および株式会社放電精密加工研究所社外取締役監査等委員および株式会社ニフコ社外取締役監査等委員および鈴木東新電子（中山）有限公司監察人ならびにPT. SUGINDO INTERNATIONAL監査役であります。当社とフィンポート会計グループおよび株式会社放電精密加工研究所ならびに株式会社ニフコとの間には特別の取引関係はありません。鈴木東新電子（中山）有限公司およびPT. SUGINDO INTERNATIONALは当社の海外子会社であり、両社との間には営業取引関係があります。

- ・取締役（監査等委員）河辺悠介氏は、いちりん法律事務所所員であります。当社といちりん法律事務所との間には特別の取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査等委員会への出席状況

| | | 取締役会（13回開催） | | 監査等委員会（13回開催） | |
|------------|------|-------------|------|---------------|------|
| | | 出席回数 | 出席率 | 出席回数 | 出席率 |
| 取締役（監査等委員） | 松本光博 | 13回 | 100% | 13回 | 100% |
| 取締役（監査等委員） | 河辺悠介 | 13回 | 100% | 13回 | 100% |

- ・取締役会および監査等委員会における発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役（監査等委員）松本光博氏は、公認会計士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、主に当社の経理ならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。この他、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名、報酬案について意見具申を行い、当社経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。

取締役（監査等委員）河辺悠介氏は、弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、主に監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。この他、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長として、取締役の指名、報酬案について審議を主導し、委員会としての案をとりまとめて取締役に答申し、当社経営の透明性・公正性の確保および向上に重要な役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|--------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 33,800千円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 38,130千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、鈴木東新電子(中山)有限公司、鈴木東新電子(香港)有限公司、PT. SUGINDO INTERNATIONAL、PT. GLOBAL TEKNINDO BERKATAMAについては、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、企業理念、企業行動基準を定めた「鈴木行動憲章・行動基準」および「経営理念手帳」を作成し、それを全役職員に周知徹底させる。
- ② 代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の強化および企業倫理の浸透を図るべく啓蒙教育を実施する。
- ③ 「内部通報者保護規程」を定めコンプライアンス上疑義のある行為等を発見した場合、社内および社外に速やかに通報・相談できる窓口を設置する。会社は通報・相談内容を厳守するとともに、通報・相談者に対して不利益な扱いを行わない。
- ④ 内部監査組織として、代表取締役社長の直轄部門とする内部監査室を設置する。内部監査室は、法令の遵守状況および業務活動の効率性などについて、監査等委員会とも連携しつつ当社各部門および企業グループに対し内部監査を実施し、業務改善に向け具体的に助言・勧告を行う。
- ⑤ 監査等委員会は独立した立場から、当社グループのコンプライアンス体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に関しては、文書の作成、保存および廃棄に関する「文書管理規程」に基づき、適切かつ確実に閲覧可能な状態で保存および管理を行う。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループ全体の危機発生時の対応とその防止のための体制整備を目的とした「リスク管理規程」「危機管理規程」「緊急事態対応規程」を定め、リスク管理に対する基本的な管理システムを整備する。

- ② 取締役および執行役員は、自己に委嘱された職務領域について、危機管理体制を構築する権限と責任を有する。
 - ③ 組織横断的なリスクおよびリスク管理全体を統括するシステムとして「コンプライアンス委員会」を設置しこれにあたる。
 - ④ 各部門の所管業務に付随するリスク管理については、担当取締役または執行役員とともに、それぞれの担当部署にて、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
 - ⑤ 会社全体あるいは経営の根幹に係わる重要事項については、取締役会での審議を経て、対応を決定する。また、取締役の中から対策責任者を任命し、対応を指揮するとともに、その状況を適宜取締役会に報告する。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を月1回開催するほか、適宜臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任と権限、執行手続の詳細について定め、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ③ 業務の運営に関しては、当社グループ全体の中期予算計画および年度予算計画を立案し、当社グループ全体の目標を設定し、これを当社グループ各社の業務目標に落とし込み、業績管理を行う。また、当社では、月1回開催する取締役および各部門長等で構成される経営会議において、定期的に各部門より業績の分析と改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制および当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社の「鈴木行動憲章・行動基準」および「経営理念手帳」を当社グループに周知徹底させ、これを基礎として当社グループ各社が諸規程を制定・改定する。
 - ② 業務の運営に関しては、グループ会社の自主性を尊重しつつ、当社に定期的に業務執行の報告を行い、経営に関する重要事項については「関係会社管理規程」に基づく当社取締役会への付議または報告を行うこと等によりグループ会社の職務の効率を確保する。

- ③ 内部監査室はグループ会社に対しても内部監査を実施し、その結果をグループ会社の取締役および当社の取締役に報告する。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会が必要とした場合、その職務を補助する使用人（以下、「監査等委員会補助者」という）を置くものとする。なお、監査等委員会補助者の任命、異動、評価、懲戒等は、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該監査等委員会補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。監査等委員会補助者は、その要請された業務の遂行に関して、監査等委員の指示に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の指揮命令を受けない。
7. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制および報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は監査等委員会に対して、事業運営上の重要事項ならびに重要な業務執行の状況および結果について適宜報告する。
- ② 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項および不正行為や重要な法令ならびに定款違反行為を認知した場合のほか、経営会議等重要な会議の付議事項ならびに決定事項、その他必要な重要事項を、法令および社内規程に基づき監査等委員会に報告する。
- ③ 内部監査室は、独立したコンプライアンス推進直轄組織として、内部統制の観点から、各部門の業務の適法性および妥当性ならびにリスクの存在の有無について監査を実施し、監査結果を監査等委員会に報告する。
- ④ 総務部は、内部通報の状況について、監査等委員会に報告する。
- ⑤ 当社グループは、上記の報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした場合には、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要ではないと明らかに認められる場合を除き、当該費用または債務を負担する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員は、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人の職務の執行状況を把握するため監査等委員会が定める監査方針および分担に従って、監査に必要な会議等に参加し、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

② 監査等委員は、内部監査室および会計監査人と情報交換を密にし、連携して監査が実効的に行われることを確保する。

10. 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従った財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を評価し、必要な是正を行い、適切な報告を行う体制を整備運用する。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

反社会的勢力あるいはその関係者・関係団体とは一切の関わりをもたない。それらの反社会的勢力等からの不当な圧力に対しては、地元警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携する等により組織的に対応する体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という）の当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. コンプライアンス体制

当社グループのコンプライアンス体制については、コンプライアンス関連規程を適宜整備し、内部監査室が適切に運用されているかチェックを行っております。また、当社の行動規範である鈴木行動憲章をカード化して全社員に配布し、いつでもどこでも確認できるようにしております。また半期ごとにコンプライアンス委員会を開催し、法改正や当社グループのコ

ンプライアンス体制の状況などを適宜確認、協議しております。また同委員会において当期における内部通報制度の利用状況を報告しております。

2. リスク管理体制

当社グループのリスク管理体制については、リスク管理規程を整備するとともにリスク管理委員会において、適宜リスクの把握を行い、必要な措置を講じております。ESG・SDGsといったサステナビリティ課題への対応は重要なリスク管理の一部と認識しており、取り組みを進めております。また、事業継続計画の策定、安否確認システムを導入し、災害、ウイルス感染症拡大等の非常事態に対応できる体制の整備を進めております。

3. 情報保存管理体制

当社グループの情報保存管理体制については、文書保存規程および関連規程に基づき、適切に保管および管理を行っております。また必要に応じて閲覧できるようにしております。廃棄の際には、溶解処理等により、再生不可能とする処分方法により廃棄することとしております。また、情報セキュリティ活動の一環として、eラーニングシステムを使っての情報セキュリティ研修を全社員を対象に行っております。

4. グループ管理体制

当社の子会社に、関係会社管理規程に基づき、経営内容の把握のため、月次で財務状況と業務執行状況等の資料の提出および報告を求めており、内容について検証を行っております。また、定期的に親会社の取締役、監査等委員・内部監査員・総務部担当者が子会社に出向き、業務の適正を確保するための体制および運用の状況の監査・監督・指導等を行っております。

5. 監査体制

監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準および内部統制システムに係る監査の実施基準等に基づき職務を執行し、監査等の実効性の確保に努めております。また、内部監査部門等との実効的な連携等を通じて、会社の業務および財産の状況に関する調査ならびに取締役および会計監査人等から受領した報告内容の検証等を行い、取締役会に対する報告・提案・助言等を行っております。また、監査等委員会は選任等・報酬等に対する意見陳述権が付与されており、コーポレートガバナンスの実効性向上のため、選任等および報酬等について検討を重ねております。後継者育成や報酬方針についても事業継続の観点から業務執行取締役と議論を行い積極的に意見を述べております。当社の監査等委員会は、会計監査人および内部

監査部門と定期的に情報交換を行い、連携を密にして監査の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を置いております。

6. 内部監査体制

内部監査室が内部統制システム監査を行い、その監査内容について監査等委員会と意見交換し、監査や改善提案等の指示を受けるなど連携を図り、より実効的に監査が行える体制としております。また、代表取締役社長の直轄組織として、経営目標の達成に向けた効率的・効果的な業務遂行と社長が認識するビジネス・リスク等のコントロールのため、受査部門への直接の調査および報告聴取を含む監査を行っております。

7. 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制基本方針に基づき、有効な内部統制の仕組みを構築しております。定められた内部統制の原則、目標、評価範囲、方法、体制に沿って運用されており、信頼性のある財務報告を作成しております。

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|--------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 14,385,258 | 流 動 負 債 | 7,656,635 |
| 現金及び預金 | 4,149,553 | 買掛金 | 3,786,970 |
| 受取手形 | 4,200 | 短期借入金 | 1,397,835 |
| 電子記録債権 | 884,087 | 1年内返済予定の長期借入金 | 478,780 |
| 売掛金 | 5,095,136 | 契約負債 | 214,515 |
| 商品及び製品 | 233,280 | 未払金 | 451,969 |
| 仕掛品 | 1,645,667 | 未払法人税等 | 488,414 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,507,312 | 未払消費税等 | 253,062 |
| その他 | 866,020 | 賞与引当金 | 138,631 |
| 固 定 資 産 | 17,876,951 | 役員賞与引当金 | 64,700 |
| 有 形 固 定 資 産 | 16,093,073 | その他 | 381,756 |
| 建物及び構築物 | 6,694,659 | 固 定 負 債 | 2,890,709 |
| 機械装置及び運搬具 | 4,692,676 | 長期借入金 | 1,534,320 |
| 工具、器具及び備品 | 398,360 | 長期未払金 | 382,129 |
| 土地 | 2,033,804 | 退職給付に係る負債 | 965,712 |
| 建設仮勘定 | 2,273,572 | その他 | 8,547 |
| 無 形 固 定 資 産 | 94,636 | 負 債 合 計 | 10,547,344 |
| ソフトウェア | 94,396 | 純 資 産 の 部 | |
| その他 | 240 | 株 主 資 本 | 20,444,145 |
| 投資その他の資産 | 1,689,241 | 資本金 | 2,442,450 |
| 投資有価証券 | 1,272,925 | 資本剰余金 | 2,254,266 |
| 出資金 | 4,480 | 利益剰余金 | 15,773,510 |
| 長期前払費用 | 12,081 | 自己株式 | △26,081 |
| 繰延税金資産 | 238,046 | その他の包括利益累計額 | 739,373 |
| 会員権 | 29,442 | その他有価証券評価差額金 | 614,110 |
| その他 | 133,325 | 為替換算調整勘定 | 117,795 |
| 貸倒引当金 | △1,060 | 退職給付に係る調整累計額 | 7,466 |
| 資 産 合 計 | 32,262,209 | 非支配株主持分 | 531,345 |
| | | 純 資 産 合 計 | 21,714,864 |
| | | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 32,262,209 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|-------------------------------|---------|------------|
| 売 上 高 | | 23,410,873 |
| 売 上 原 価 | | 18,420,992 |
| 売 上 総 利 益 | | 4,989,881 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 2,031,687 |
| 営 業 利 益 | | 2,958,194 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 3,641 | |
| 受 取 配 当 金 | 10,237 | |
| 受 取 賃 貸 料 | 7,213 | |
| ス ク ラ ッ プ 売 却 益 | 9,185 | |
| 為 替 差 益 | 433,030 | |
| そ の 他 | 15,138 | 478,447 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 29,854 | |
| 寄 付 金 | 34,275 | |
| そ の 他 | 1,300 | 65,429 |
| 経 常 利 益 | | 3,371,211 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 6,929 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 50,769 | 57,698 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 売 却 損 | 6,118 | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 48,136 | 54,255 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 3,374,655 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 989,743 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 16,857 | 1,006,600 |
| 当 期 純 利 益 | | 2,368,054 |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | 280,260 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | 2,087,794 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------------|-----------|-----------|------------|---------|------------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 2,442,450 | 2,253,482 | 13,973,712 | △1,356 | 18,668,288 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △287,996 | | △287,996 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | | | 2,087,794 | | 2,087,794 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △34,332 | △34,332 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | 784 | | 9,607 | 10,392 |
| 株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | － | 784 | 1,799,798 | △24,724 | 1,775,857 |
| 当 期 末 残 高 | 2,442,450 | 2,254,266 | 15,773,510 | △26,081 | 20,444,145 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | | 非 支 配 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|-------------------------|-----------------|-------------------------|---------------------------|------------------|------------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 464,845 | 88,025 | △10,788 | 542,082 | 454,537 | 19,664,909 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | △287,996 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | | | | | | 2,087,794 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | △34,332 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | | | 10,392 |
| 株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額) | 149,265 | 29,770 | 18,254 | 197,290 | 76,807 | 274,098 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 149,265 | 29,770 | 18,254 | 197,290 | 76,807 | 2,049,955 |
| 当 期 末 残 高 | 614,110 | 117,795 | 7,466 | 739,373 | 531,345 | 21,714,864 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 7社
- ・ 連結子会社の名称 S & S コンポーネンツ株式会社
S & S アドバンステクノロジー株式会社
エスメディカル株式会社
鈴木東新電子（中山）有限公司
鈴木東新電子（香港）有限公司
PT. SUGINDO INTERNATIONAL
PT. GLOBAL TEKNINDO BERKATAMA

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、鈴木東新電子（中山）有限公司及び鈴木東新電子（香港）有限公司、PT. SUGINDO INTERNATIONAL、PT. GLOBAL TEKNINDO BERKATAMAの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式 移動平均法に基づく原価法

ロ. 棚卸資産

- ・ 製品・仕掛品

金型・自動機器・・・個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

その他・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・ 原材料・貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社（リース資産を除く）は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物 | 3～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 3～17年 |
| その他 | 2～20年 |

ロ. 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアに（リース資産を除く）ついては利用可能期間（5年）に基づく定額法によるおります。

ハ. 長期前払費用 定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によるおります。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、金型、部品、機械器具の製造・販売を主たる事業内容としております。このような製品の販売については、顧客ごとの契約条件に基づいて当該製品に対する支配を顧客に移転することにより履行義務が充足される時に収益を認識しております。また、製品の販売について、得意先から部品を仕入、加工を行った上で加工費等を仕入価格に上乗せして加工品を当該得意先に対して販売する取引については、売上高と売上原価を純額表示しております。なお、製品の国内販売において、出荷時

から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、代替的な取扱いを適用して、出荷時に収益を認識しております。海外販売についてはインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたします。これにより、買戻し契約に該当する有償受給取引について、当社及び連結子会社は得意先から原材料等を仕入、加工を行ったうえで加工費等を仕入価格に上乗せして加工品を当該得意先に対して販売しており、従来は、原材料等の仕入価格を含めた対価の総額で収益を認識しておりましたが、当連結会計年度より、部品及び原材料等の仕入価格を除いた加工代相当額のみを純額で収益として認識する方法に変更しております。また、当社及び連結子会社に残存する支給品の期末棚卸高相当額について棚卸資産を認識せず、「有償支給に係る資産」を認識しております。更に、買戻し契約に該当する有償支給取引については、有償支給先に残存する支給品について従来は棚卸資産の消滅を認識しておりましたが、棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給に係る負債」を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当連結会計年度の売上高は12,206,802千円減少し、売上原価は12,206,802千円減少しております。また、棚卸資産は461,286千円減少し、流動資産のその他は617,857千円、流動負債の契約負債は156,571千円それぞれ増加しております。利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度の期首より「受取手形」、「電子記録債権」及び「売掛金」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたします。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「6. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

連結子会社（PT. SUGINDO INTERNATIONAL及びPT. GLOBAL TEKNIINDO BERKATAMA）が保有する有形固定資産の減損

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| | |
|--------|-------------|
| 減損損失 | 一千円 |
| 有形固定資産 | 1,111,075千円 |

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

減損の兆候がある資産グループについて、帳簿価額が回収可能価額を上回っているか減損損失の認識の判定を行い、減損損失を計上すべきであると判定した場合には帳簿価額を回収可能価額まで減額いたします。回収可能価額は正味売却価額により評価しております。

当連結会計年度において、PT. SUGINDO INTERNATIONAL及びPT. GLOBAL TEKNIINDO BERKATAMAが保有する有形固定資産について、収益性が低下したことにより減損の兆候があると判断いたしました。減損損失の認識の判定において、当該資産グループの正味売却価額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

② 主要な仮定

正味売却価額は、外部の専門家である不動産鑑定士の評価等に基づいており、不動産鑑定評価の算定における主要な仮定は、土地の市場価格及び建物の再調達原価、経済的耐用年数等であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

不動産鑑定評価額が低下するなど回収可能価額が変動した場合、翌期の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

| | |
|---------|-------------|
| 建物及び構築物 | 3,602,361千円 |
| 土地 | 1,201,221千円 |
| 計 | 4,803,583千円 |

② 担保に係る債務

| | |
|---------------|-------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 478,780千円 |
| 長期借入金 | 1,534,320千円 |
| 計 | 2,013,100千円 |

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額

26,308,104千円

- (3) 補助金等により取得した固定資産の圧縮記帳累計額

過年度に取得した資産のうち、補助金等による圧縮記帳額は365,000千円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は建物及び構築物282,200千円、土地60,000千円、工具、器具及び備品22,800千円であります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式 | 14,404,400株 | 一株 | 一株 | 14,404,400株 |

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2021年9月24日開催の第52期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 287,996千円
- ・1株当たり配当額 20円
- ・基準日 2021年6月30日
- ・効力発生日 2021年9月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年9月29日開催の第53期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 287,436千円
- ・1株当たり配当額 20円
- ・基準日 2022年6月30日
- ・効力発生日 2022年9月30日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、資金調達については、主に金型、部品、自動機器、医療組立の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、銀行借入で調達しております。

デリバティブ取引は外貨建取引の将来の市場変動による損失の回避・コストの確定等を目的として利用しており、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である「受取手形」、「電子記録債権」及び「売掛金」は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち短期借入金は営業取引、設備投資に係る資金調達であり、長期借入金は主に工場建設等、大規模な設備投資に係る資金調達であります。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、主に外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクを回避するための為替予約であり、信用リスク、市場リスクに晒されております。なお、ヘッジ会計は適用しておりません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ、信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当該リスクに関しましては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ、市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当該リスクに関しましては、定期的の時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

ハ、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当該リスクに関しましては、資金収支計画を作成するなどの方法により、リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額9,075千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------|--------------------|-----------|---------|
| 投資有価証券 | 1,263,850 | 1,263,850 | — |
| 資産計 | 1,263,850 | 1,263,850 | — |
| 長期借入金（1年内含む） | 2,013,100 | 2,013,110 | 10 |
| 負債計 | 2,013,100 | 2,013,110 | 10 |
| デリバティブ取引 | — | — | — |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|-------------------------|-----------|------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 その他有価証券 株式 | 1,263,850 | — | — | 1,263,850 |
| 資産計 | 1,263,850 | — | — | 1,263,850 |

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|-------|---------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期借入金 | — | 2,013,110 | — | 2,013,110 |
| 負債計 | — | 2,013,110 | — | 2,013,110 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定し、レベル2の時価に分類しています。なお、1年以内に返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

| | セグメント別 (千円) | | | | |
|---------------|-------------|------------|-----------|-------|------------|
| | 金型 | 部品 | 機械器具 | 賃貸 | 計 |
| 売上高 (注) | | | | | |
| 日本 | 1,416,153 | 9,204,601 | 5,841,600 | 7,562 | 16,469,917 |
| 中国 | — | 2,867,545 | 1,067 | — | 2,868,612 |
| タイ | 7,708 | 3,285,657 | — | — | 3,293,366 |
| その他 | 112,750 | 649,067 | 17,159 | — | 778,977 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 1,536,612 | 16,006,870 | 5,859,827 | 7,562 | 23,410,873 |
| その他の収益 | — | — | — | — | — |
| 外部顧客への売上高 | 1,536,612 | 16,006,870 | 5,859,827 | 7,562 | 23,410,873 |

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4) 会計方針に関する事項⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

| | 当連結会計年度 (千円) |
|---------------------|--------------|
| 顧客との契約から生じた債権(期首残高) | 5,764,433 |
| 顧客との契約から生じた債権(期末残高) | 5,983,423 |
| 契約負債(期首残高) | 9,418 |
| 契約負債(期末残高) | 42,287 |

契約負債は、主に製品に対する支配を顧客に移転することにより履行義務が充足される時に収益を認識する取引について、将来の履行義務に関する売上代金の一部を顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,473円96銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 145円26銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 10,616,666 | 流動負債 | 3,191,622 |
| 現金及び預金 | 2,257,009 | 買掛金 | 1,400,222 |
| 受取手形 | 4,200 | 1年内返済予定の長期借入金 | 478,780 |
| 電子記録債権 | 884,087 | 契約負債 | 171,246 |
| 売掛金 | 3,072,352 | 未払金 | 243,907 |
| 製品 | 64,316 | 未払費用 | 148,717 |
| 仕掛品 | 1,097,424 | 未払法人税等 | 311,824 |
| 原材料及び貯蔵品 | 998,923 | 未払消費税等 | 155,520 |
| 前払費用 | 23,657 | 預り金 | 126,821 |
| 短期貸付金 | 2,008,500 | 賞与引当金 | 89,883 |
| 未収入金 | 30,402 | 役員賞与引当金 | 64,700 |
| その他 | 530,294 | 固定負債 | 2,827,190 |
| 貸倒引当金 | △354,502 | 長期借入金 | 1,534,320 |
| 固定資産 | 15,522,810 | 退職給付引当金 | 933,732 |
| 有形固定資産 | 13,510,248 | 長期未払金 | 350,590 |
| 建物 | 5,589,723 | 資産除去債務 | 8,547 |
| 構築物 | 500,219 | 負債合計 | 6,018,812 |
| 機械及び装置 | 3,062,091 | 純資産の部 | |
| 車輛運搬具 | 33,796 | 株主資本 | 19,506,553 |
| 工具、器具及び備品 | 265,610 | 資本金 | 2,442,450 |
| 土地 | 1,806,797 | 資本剰余金 | 2,447,657 |
| 建設仮勘定 | 2,252,009 | 資本準備金 | 2,446,873 |
| 無形固定資産 | 60,203 | その他資本剰余金 | 784 |
| ソフトウェア | 59,963 | 利益剰余金 | 14,642,527 |
| 電話加入権 | 240 | 利益準備金 | 115,000 |
| 投資その他の資産 | 1,952,358 | その他利益剰余金 | 14,527,527 |
| 投資有価証券 | 1,272,925 | 別途積立金 | 6,250,000 |
| 関係会社株式 | 391,103 | 繰越利益剰余金 | 8,277,527 |
| 出資金 | 4,460 | 自己株式 | △26,081 |
| 長期前払費用 | 9,726 | 評価・換算差額等 | 614,110 |
| 繰延税金資産 | 168,676 | その他有価証券評価差額金 | 614,110 |
| 会員権 | 29,442 | 純資産合計 | 20,120,664 |
| その他 | 77,084 | 負債・純資産合計 | 26,139,476 |
| 貸倒引当金 | △1,060 | | |
| 資産合計 | 26,139,476 | | |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------|---------|------------|
| 売 上 高 | | 14,472,657 |
| 売 上 原 価 | | 11,375,301 |
| 売 上 総 利 益 | | 3,097,355 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 1,370,255 |
| 営 業 利 益 | | 1,727,099 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 22,716 | |
| 受 取 配 当 金 | 221,377 | |
| 為 替 差 益 | 184,620 | |
| 業 務 受 託 料 | 130,000 | |
| 受 取 賃 貸 料 | 8,044 | |
| そ の 他 | 14,613 | 581,373 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 1,477 | |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 | 7,382 | |
| 寄 付 金 | 34,275 | |
| そ の 他 | 1,300 | 44,434 |
| 経 常 利 益 | | 2,264,038 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 2,353 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 50,769 | 53,122 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 売 却 損 | 4,415 | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 45,007 | 49,423 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 2,267,738 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 618,545 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 11,777 | 630,322 |
| 当 期 純 利 益 | | 1,637,415 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|----------------|--------------|--------------|------------------|-----------|------------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | |
| | | 資本準備金 | そ の 他 資本剰余金 | 資本剰余金 合 計 | 利益準備金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 合 計 |
| | | | | | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 2,442,450 | 2,446,873 | | 2,446,873 | 115,000 | 6,250,000 | 6,928,108 | 13,293,108 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △287,996 | △287,996 |
| 当期純利益 | | | | | | | 1,637,415 | 1,637,415 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 784 | 784 | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | 784 | 784 | — | — | 1,349,419 | 1,349,419 |
| 当 期 末 残 高 | 2,442,450 | 2,446,873 | 784 | 2,447,657 | 115,000 | 6,250,000 | 8,277,527 | 14,642,527 |

| | 株 主 資 本 | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|---------|-------------|-------------------------|---------------------|------------|
| | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 当 期 首 残 高 | △1,356 | 18,181,074 | 464,845 | 464,845 | 18,645,920 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △287,996 | | | △287,996 |
| 当期純利益 | | 1,637,415 | | | 1,637,415 |
| 自己株式の取得 | △34,332 | △34,332 | | | △34,332 |
| 自己株式の処分 | 9,607 | 10,392 | | | 10,392 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | 149,265 | 149,265 | 149,265 |
| 当期変動額合計 | △24,724 | 1,325,478 | 149,265 | 149,265 | 1,474,743 |
| 当 期 末 残 高 | △26,081 | 19,506,553 | 614,110 | 614,110 | 20,120,664 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・子会社株式・関連会社株式 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

- ・製品・仕掛品

金型・自動機器・・・個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

その他・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・原材料・貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 3～17年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、金型、部品、機械器具の製造・販売を主たる事業内容としております。このような製品の販売については、顧客ごとの契約条件に基づいて当該製品に対する支配を顧客に移転することにより履行義務が充足される時に収益を認識しております。また、製品の販売について、得意先から部品を仕入、加工を行った上で加工費等を仕入価格に上乗せして加工品を当該得意先に対して販売する取引については、売上高と売上原価を純額表示しております。なお、製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、代替的な取扱いを適用して、出荷時に収益を認識しております。海外販売についてはインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で履行義務が充足されると判断し、当該履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたします。これにより、買戻し契約に該当する有償受給取引について、当社は得意先から原材料等を仕入、加工を行ったうえで加工費等を仕入価格に上乗せして加工品を当該得意先に対して販売しており、従来は、原材料等の仕入価格を含めた対価の総額で収益を認識しておりましたが、当事業年度より、部品及び原材料等の仕入価格を除いた加工代相当額のみを純額で収益として認識する方法に変更しております。また、当社に残存する支給品の期末棚卸高相当額について棚卸資産を認識せず、「有償支給に係る資産」を認識して

おります。更に、買戻し契約に該当する有償支給取引については、有償支給先に残存する支給品について従来は棚卸資産の消滅を認識しておりましたが、棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給に係る負債」を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当事業年度の売上高は3,122,667千円減少し、売上原価は3,122,667千円減少しております。また、棚卸資産は182,257千円減少し、流動資産のその他は328,517千円、流動負債の契約負債は146,260千円それぞれ増加しております。利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたします。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

子会社株式 (PT. SUGINDO INTERNATIONAL及びPT. GLOBAL TEKNINDO BERKATAMA) の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

| | | |
|-----------|-------------------------------|-----------|
| 関係会社株式評価損 | | 一千円 |
| 関係会社株式 | PT. SUGINDO INTERNATIONAL | 150,487千円 |
| | PT. GLOBAL TEKNINDO BERKATAMA | 79,015千円 |

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

関係会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した当社の子会社であるPT. SUGINDO INTERNATIONAL及びPT. GLOBAL TEKNINDO BERKATAMAの財務諸表を基礎として各社株式の実質価額を算定しており、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合は、相当の減額処理をしております。

② 主要な仮定

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された財務諸表を基礎として各社株式の実質価額を算定しており、当該実質価額は各社が保有する有形固定資産の減損の可否によって重要な影響を受けます。なお、PT. SUGINDO INTERNATIONAL及びPT. GLOBAL TEKNINDO BERKATAMAが保有する有形固定資産の減損の検討における主要な仮定は、「連結注記表3. 重要な会計上の見積り」に記載のとおりです。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

PT. SUGINDO INTERNATIONAL及びPT. GLOBAL TEKNINDO BERKATAMAの財務諸表を基礎として算定された実質価額が著しく低下した場合には、翌事業年度の計算書類において関係会社株式評価損が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

| | |
|----|-------------|
| 建物 | 3,602,361千円 |
| 土地 | 1,201,221千円 |
| 計 | 4,803,583千円 |

② 担保に係る債務

| | |
|---------------|-------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 478,780千円 |
| 長期借入金 | 1,534,320千円 |
| 計 | 2,013,100千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 20,598,420千円

(3) 補助金等により取得した固定資産の圧縮記帳累計額

過年度に取得した資産のうち、補助金等による圧縮記帳額は365,000千円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は建物275,400千円、構築物6,800千円、土地60,000千円、工具、器具及び備品22,800千円であります。

(4) 保証債務

次の会社に対し債務保証を行っております。

| | | |
|------------------------------|-----------|-------|
| 鈴木東新電子（香港）有限公司 | 857,442千円 | （借入金） |
| PT. GLOBAL TEKINDO BERKATAMA | 4,700千円 | （リース） |

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

| | |
|--------|-------------|
| 短期金銭債権 | 2,381,220千円 |
| 短期金銭債務 | 79,143千円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|------------|------------|
| 売上高 | 501,477千円 |
| 仕入高 | △183,345千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 366,901千円 |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式 | 4,575株 | 40,000株 | 12,000株 | 32,575株 |

注1. 自己株式の増加40,000株は、取締役会決議による自己株式取得による増加であります。

2. 自己株式の減少12,000株は、譲渡制限付株式報酬としての処分による減少であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|--------------|-------------|
| 繰延税金資産 | |
| 賞与引当金 | 31,433千円 |
| 未払事業税 | 21,942千円 |
| 退職給付引当金 | 284,321千円 |
| 長期未払金 | 106,754千円 |
| 減価償却費超過額 | 49,745千円 |
| みなし配当加算金 | 31,084千円 |
| 貸倒引当金 | 108,268千円 |
| 会員権評価損 | 21,233千円 |
| 有価証券評価損 | 634,601千円 |
| その他 | 38,686千円 |
| 繰延税金資産計 | 1,328,072千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △268,866千円 |
| 繰延税金負債計 | △268,866千円 |
| 評価性引当額 | △890,528千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 168,676千円 |

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 資本金又は出資金 (千円) | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|--------------------------------------|-----------------------|-------------------------|---------------------------|--|--|-------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 子会社 | S & S コンポー ネンツ㈱ | 80,000 | コネクタ 端子製造 販売 | 51 | ロイヤリティの 受領 業務の受託 役員の兼任2名 | ロイヤリティの 受取注3(1) 業務受託注3(1) | 60,209 53,760 | 売掛金 未収入金 | 94,692 4,928 |
| 子会社 | 鈴木東新 電子(中山) 有限公司 | 8,050 (千USD) | コネクタ 端子製造 販売 | 80 | 資金の貸付け 役員の兼任5名 | 利息の受取 注3(2) | 3,231 | 短貸付金 未収入金 | 176,000 5,660 |
| 子会社 | 鈴木東新 電子(香港) 有限公司 | 1,200 (千香港ドル) | コネクタ 端子 販売 | 80 | ロイヤリティの 受領 資金の貸付け 債務保証 役員の兼任4名 | ロイヤリティの 受入注3(1) 利息の受取 注3(2) 債務保証注3(3) 保証料の受 入注3(3) | 30,079 6,096 857,442 2,568 | 短貸付金 注4 未収入金 | 482,500 6,654 |
| 子会社 | PT. SUGINDO INTERNATIONAL | 121,239,720 (千IDR) | 自動車部品、 電子部品製 造・販売 | 99.99 | 資金の貸付け 役員の兼任3名 | 利息の受取 注3(2) | 11,624 | 未収入金 短貸付金 | 2,067 1,100,000 |
| 子会社 | PT. GLOBAL TEKNIINDO BERKATAMA | 67,190,000 (千IDR) | 金型製 造・販売 | 93.60 | 資金の貸付け 債務保証 役員の兼任2名 | 利息の受取 注3(2) 債務保証 注3(3) 保証料の受 入注3(3) | 1,751 4,700 33 | 未収入金 短貸付金 | 1,425 250,000 |

注1. 取引金額には消費税等を含みません。

2. S & Sコンポーネンツ㈱に対する期末残高には消費税等が含まれております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) ロイヤリティ及び業務受託については、市場価格、総原価を勘案して取引価格を決定しております。
- (2) 各子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (3) 債務保証は銀行借入及びリースに対し行ったものであり、年率0.3%の保証料を受領しております。
4. 鈴木東新電子(香港)有限公司への短期貸付金に対し354,502千円の貸倒引当金を計上しております。
また、当事業年度において7,382千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,400円01銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 113円92銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月9日

株式会社鈴木

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

松本事務所

指定有限責任社員 公認会計士 栗野正成
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大野祐平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鈴木
の2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計
算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動
計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と
認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鈴木及び連結子会社からな
る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての
重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に
準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計
算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我
が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立
しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当
監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判
断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任
は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の
責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の
職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容
は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明する
ものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月9日

株式会社鈴木

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

松本事務所

指定有限責任社員 公認会計士 栗野正成
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大野祐平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鈴木との2021年7月1日から2022年6月30日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の指針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、取締役会、各部門経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月9日

株式会社鈴木 監査等委員会

常勤監査等委員 吉田 章 一 ⑩

監査等委員 松本 光 博 ⑩

監査等委員 河辺 悠 介 ⑩

(注) 監査等委員松本光博氏及び監査等委員河辺悠介氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要施策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき金20円
配当総額は287,436,500円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第13条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--------------|
| <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第13条 当社は、<u>株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> | <p>（削 除）</p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役1名を含む取締役4名の選任をお願いするものがあります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-------|--|--|----------------|
| 1 | すずき のりよし 鈴木 教義 (1961年7月5日生) | 1982年3月 当社入社 1987年8月 当社取締役企画室長 1989年7月 当社取締役生産統轄本部長 1991年5月 当社代表取締役社長（現任） | 363,140株 |
| | 【重要な兼職の状況】 金利精密工業股份有限公司董事、鈴木東新電子(香港)有限公司董事 鈴木東新電子(中山)有限公司董事 | | |
| | 【選任理由】 鈴木教義氏を取締役候補者とした理由は、同氏は、1991年5月に当社代表取締役社長に就任以来、代表取締役としての職責を果たし、経営全般およびグローバル事業等を牽引し、強いリーダーシップを発揮して企業価値の持続的向上に努めて参りました。その実績、能力、また企業経営者としての豊富な経験をもち、人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。 | | |
| | 【当社との特別の利害関係】 当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。 | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|--|-----------------------------------|---|----------------|
| 2 | たかやま あきら 高山 章 (1957年9月8日生) | 1980年3月 当社入社 2003年1月 当社金型製造副部長 2004年1月 当社金型製造部長 2004年9月 当社取締役金型製造部長 2009年1月 当社取締役部品製造部長兼モールド製造部管掌 2010年1月 当社取締役技術開発部長 2011年7月 当社取締役技術開発部長兼生産システム製造部管掌 2014年7月 当社取締役金型製造部長兼技術開発部管掌 2015年9月 当社執行役員金型製造部長 2016年9月 当社取締役常務執行役員製造本部長兼金型製造部長 2018年1月 当社取締役常務執行役員製造本部長 2019年9月 当社取締役常務執行役員営業本部長 2021年5月 当社取締役常務執行役員(現任) 2021年5月 PT. SUGINDO INTERNATIONAL代表取締役社長(現任) 2021年5月 PT. GLOBAL TEKINDO BERKATAMA代表取締役社長(現任) | 14,200株 |
| <p>【重要な兼職の状況】 PT. SUGINDO INTERNATIONAL代表取締役社長 PT. GLOBAL TEKINDO BERKATAMA代表取締役社長</p> <p>【選任理由】 高山章氏を取締役候補者とした理由は、同氏は主に金型製造・管理に携わった後、2004年9月より取締役として金型製造部門を管掌、2016年9月より取締役常務執行役員として社長を補佐し、主に、製造部門のエキスパートとして、当社および当社グループ会社の企業価値の向上に貢献しております。2021年5月より、インドネシアの子会社の最高経営責任者として経営を担っており、その実績、能力、豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p> <p>【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。</p> | | | |
| 3 | あおき えいじ 青木 栄二 (1964年3月22日生) | 1982年3月 当社入社 2009年1月 当社金型製造部副部長 2010年1月 当社金型製造部部長 2011年7月 鈴木東新電子(香港)有限公司董事および鈴木東新電子(中山)有限公司董事(現任) 2011年7月 同社総経理 2016年1月 S&Sコンポーネンツ㈱取締役製造部長兼生産管理部長 2017年10月 当社執行役員製造本部部品製造部長 2019年9月 当社取締役執行役員製造本部長 2021年5月 S&Sコンポーネンツ㈱取締役(現任) 2021年9月 当社取締役常務執行役員製造本部長(現任) | 17,200株 |
| <p>【重要な兼職の状況】 鈴木東新電子(香港)有限公司董事、鈴木東新電子(中山)有限公司董事 S & S コンポーネンツ㈱取締役</p> <p>【選任理由】 青木栄二氏を取締役候補者とした理由は、同氏は2019年9月より取締役執行役員として社長を補佐し、主に、製造部門のエキスパートとして当社および当社グループ会社の企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p> <p>【当社との特別の利害関係】 当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-----------|---|---|----------------|
| 4 | ※ ひのくま くみこ 日限 久美子 (1970年11月23日生) | 1993年4月 全日本空輸株式会社入社 | -株 |
| | | 1995年8月 全日本空輸株式会社退社 | |
| | | 2005年2月 アルファコンサルティングオフィス (社会保険労務士事務所) 入社 | |
| | | 2008年11月 アルファコンサルティングオフィス退社 | |
| | | 2008年12月 労務プランニング井下事務所 (社会保 険労務士事務所) 入社 | |
| | | 2009年4月 労務プランニング井下事務所退社 | |
| | | 2009年7月 ひのくま社会保険労務士事務所所長 | |
| | | 2019年5月 とどろき社会保険労務士法人代表社員 (現任) | |
| | | 【重要な兼職の状況】 とどろき社会保険労務士法人代表社員 | |
| | | 【選任理由および期待される役割の概要】 日限久美子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は人事労務管理について豊富な知見を有しており、当該知見を活かして特に労務管理面について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。 | |
| | | 【当社との特別の利害関係】 当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。 | |

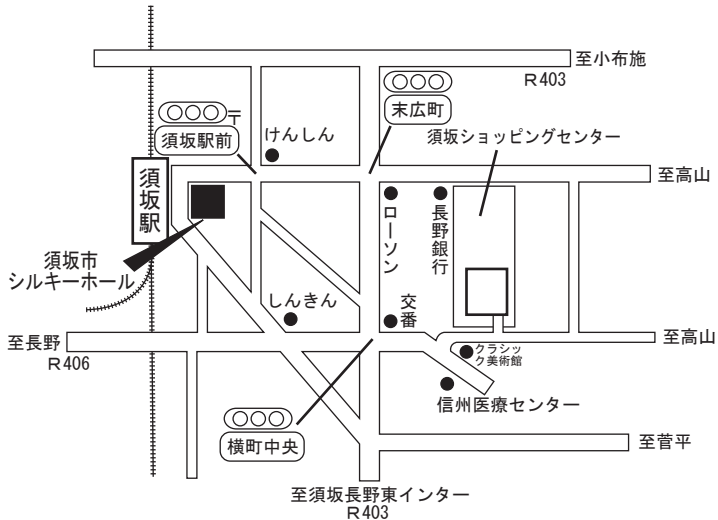
(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

1. 日限久美子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 日限久美子氏の選任が承認された場合は、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
3. 日限久美子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

- 会場 長野県須坂市大字須坂1295番地 1
 須坂市シルキーホール 3階 第1ホール
 電話 026-215-2225
 交通 ○長野電鉄須坂駅から徒歩約1分
 ○須坂長野東ICより約15分
 (車でお越しの株主様は近くの長野電鉄須坂駅前パーキング
 をご利用ください。)



須坂長野東IC入口からの経路図

